

2021年3月15日

監査等委員である取締役宛「事前質問状」の回答（2/2）

当監査等委員会は、2021年3月2日付株主提案株主からの監査等委員である取締役宛「事前質問状」につきまして、2021年3月19日（金）の午後5時までに回答をとのことでしたので、本日、以下のとおり回答いたします。なお、二つに分割して回答いたしますが、本書は後半部分となります。

第4 新役員候補について

【質問事項 11】

監査等委員の野元先生は、私が監査等委員取締役に就任することは、「利益相反である」旨の発言を何度もされております。

しかしながら、他社では、大株主の現元役職員が上場子会社の役員を兼務する例は多数ありますが、「利益相反」との指摘は聞いたことがありません。また、大口株主であるオーナーが取締役に就任する例も多数ありますが、「利益相反」との指摘は聞いたことがありません。

私と「誰」との利益が、「どのよう」に反するのか、それぞれご回答ください。

（回答 11-1）

1 提案株主との2021年2月3日の協議の場において、監査等委員の野元から「利益相反」上の懸念がある旨の発言を一度致しましたが、提案株主にはご理解いただけず、その後の2月9日の2回目の協議で、提案株主自ら『前回の協議で「利益相反」と聞いてショックを受けている。自分としては（筆頭株主には）「利益相反」はないと考えている』旨のご発言があったため、再度説明を試みたものの、ご理解いただけなかったとの経緯です。

筆頭株主である提案株主の個人的利害関係（株主総会における議決権及び株価に関する経済的利益）と、筆頭株主以外の株主様、株主以外のステークホルダーである社員、共同研究や提携先・導出先等の取引先、薬を待つ患者の皆様の諸利益とが必ずしも一致せず、対立する可能性がある、ということがここでの「利益相反」の意味です。

2 上記は、提案株主の主観的意図（心の中）が当社の企業価値の向上、株主共同の利益を追求することにより、筆頭株主の判断が自らの個人的利益に左右されず、常に他の株主、社員、取引先、患者の皆様の利益に即することになるとしても、客観的（外形的）に独立性を有しないことから生ずるガバナンス体制及び効果の低減の問題ですが、これまでの株主提案に至る過程、その後の協議における発言等に照らした、具体的な「利益相反」上の懸念につき付言いたします。まず経緯につきご説明いたします。

① 今回の株主提案は、実質的な事前協議がなされておらず、その理由の一つに、以下のような



提案株主の株式取得・処分状況と内部情報管理の問題があったと認識しています。

2020年9月2日付関東財務局宛変更報告書で明らかにされているように、提案株主は、2020年8月7日に30,000株、同12日に20,000株の当社株式の処分をし、同17日に20,000株、同28日に40,000株、9月1日に40,000株の当社株式取得をされています。

上記、提案株主による8月7日及び12日の合計50,000株の処分後の8月14日、当社の下方修正が開示されました。そして、その週末を挟んだ翌週17日は提案株主が20,000株の株式を取得された日ですが、同日、提案株主から当社取締役宛に連絡があり、某製薬会社と当社との業務提携に向けて先方の担当役員の紹介をしたい、との意向が示されました。その後実際に当社取締役と紹介された製薬会社の執行役員との面談が行われています。当該業務提携の紹介及び交渉下で、当社取締役に連絡をした17日に20,000株、同28日に40,000株、9月1日に40,000株と、合計100,000株の当社株式取得をされており、このように提案株主が当社株式の取得を継続されたことにより、当社経営陣が提案株主との協議に内部情報管理の観点から慎重を期することとならざるを得なかった、という経緯があります。

② また、当初提案株主は渡邊取締役への体制移行に賛成されていたところ、昨年12月中旬に至り、当社からの面談依頼をスケジュールの都合上で年内は難しいとのご返事があり、本年1月中旬に面談の運びとなりました。その際に、今回内容の株主提案をすることを告げられ、ご自身を含めて20%程度の賛同を既に集めたので株主提案内容に沿った会社提案の検討を求める、という立場に変わられたとの報告を当社経営陣より受けています。

③ その後、提案株主は、ユビエンス（株）と当社を提携させる意向であることを事前協議にて明確に発言されています。また、提案株主自身が同社株式を保有しているとの発言もSNS等でされています。

3 監査等委員会には、取締役と会社との利益相反取引を取締役会決議に先立ち事前承認することで、仮に当該取引によって会社に損害が生じた場合であっても、同利益相反取引に賛成した取締役の責任を軽減させる（任務懈怠の推定排除）という、利益相反取引に対する監督機能が与えられています。

当社とユビエンス（株）との間の提携等は、当社と武内氏及び提案株主（ユビエンス（株）の株主でもある場合）との利益相反取引に該当しますが、武内氏及び提案株主が特別利害関係人として取締役会決議から外れるとしても、提案株主により推薦された他2名の監査等委員のみによって、当該利益相反取引に対する監査等委員会の監督機能が果たし得るのか極めて疑問です。

4 また、監査等委員や社外取締役は、経営陣を監督する役割ですので、自ら業務執行することは「自らが自らを監督する」こととなるためにできません。経営陣の業務執行の監督には、「独立性」が必要不可欠です。ところが、株主提案の内容は、「経営陣に影響を与える立場にないこと」という独立性の問題以上に、監査等委員が業務執行に深く関わることで「自らが自らを監督する」ことになるとの問題、監督者が不在になるという懸念が強く生じます。

「経営陣」とは、一般には、企業の経営判断を担う社長、業務執行取締役、執行役員その他重要な使用人を指しますが（経済産業省「社外取締役の在り方に関する実務指針」でもそのように



定義されています), 株主提案による取締役候補者で「経営陣」に該当するのは武内氏と渡邊取締役しかおりません。このことからすると, 提案株主は, 先のユビエンス(株)との提携等の意向や今後の成長戦略の発表内容等を併せ考慮しても, 提案株主を含めた監査等委員が当社の業務執行自体に深く関与される方針及びスタンスであることが伺えます。

提案株主が今回のような内容での株主提案を行うのであれば, 独立性が必要不可欠である監査等委員ではなく, また「独立」社外取締役でもなく, 業務執行への関与を明確にし, 自らを「経営陣」(業務執行取締役等)の一員である取締役として推薦して, ユビエンス(株)との提携等の意向や成長戦略などにつき, 現経営陣の意見と比較して, 広く他の株主の皆様にご判断を委ねるべきではなかったか, と考えます。

5 2020年8月に, 提案株主が自ら某製薬会社との業務提携交渉を持ち掛け, その中で株取引を継続した点については, 現監査等委員会として注視しており, 今後提案株主が監査等委員に選任された場合の情報管理等についても, 極めて重大な問題意識を持たざるをえません。

(回答 11-2)

提案株主は監査等委員の役割及び「利益相反」の考え方を誤解されている可能性がありますので, 更に項目を分けてご説明いたします。

1 まず, 根本的に監査等委員の職務には強い独立性が要求されている点を, ご理解いただきたいと存じます。「当社において筆頭株主が監査等委員となることは独立性の観点から適切ではないこと」は, 招集通知 31 頁記載の監査等委員会反対意見で述べたとおりです。この独立性の背景にあるのが「利益相反」の考え方です。すなわち, 監査等委員としての職務を執行する上で妨げとなりうる個人的な利害関係を持たない, ということです。この個人的な利害関係の典型例が株式保有であり, 会計監査人が法律上監査対象会社の株式保有を一切禁じられている点からも, 監査における「利益相反」の考え方がご理解いただけるものと思います。個人株主の皆様が大半を占める当社において 238 万株以上の株式を保有し, 議決権割合が 11.38%と突出する筆頭株主が監査等委員となることは, 根本的に要請される強い独立性そして, その背景にある「利益相反」の観点から適切でなく, 当社のガバナンス体制及び効果を低減させることとなります。提案株主のいう「株主ガバナンス」という言葉はこの点の理解を欠いたものであると指摘せざるをえません。会社を取り巻く様々な関係者の利害を調整し, 利益相反を監督し, 経営陣の執行を独立の立場で監査及び監督する監査等委員に, 自らが大きな個人的利害関係を有する筆頭株主が就任することが, 「企業全体としての組織的な管理」であるコーポレート・ガバナンスの効果を低減させることになることは, 招集通知 32 頁記載の監査等委員会反対意見で述べたとおりです。

2 なお, ①提案株主による質問では親子会社について触れられますが, 親子会社上場における親会社役員等が子会社役員を兼ねることはグループ会社管理の観点等からの利点がある一方で(当社で, 筆頭株主が役員となることでのこのような利点は存在しません。), 支配株主である親会社と子会社少数株主との間の利益相反の問題が生ずることは広く知られているところです。

『グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針』(経済産業省 2019 年 6 月 28 日策定)



では、「上場子会社においては、支配株主である親会社と一般株主との間に利益相反リスクがあることを踏まえ、上場子会社としての中長期的な企業価値向上に向けて独立した意思決定を担保するため、実効的なガバナンス体制が構築されるべきである」とされ、上場子会社の独立社外取締役について、「独立社外取締役には、一般に、執行陣による業務執行を監督する役割を果たすべく、執行陣からの独立性が求められるが、上場子会社の独立社外取締役には、このような役割に加え、上場子会社としての中長期的な企業価値向上を図るべく、支配株主である親会社との利益相反を監督し、一般株主の利益を確保する役割も期待されるため、支配株主である親会社からの独立性も求められる。」とされている点からも明らかです。業務執行の監督において、支配株主又は支配的な株主からの独立性の重要性が指摘される所以です。これは「独立」社外取締役に關しての記載ですが、監査等委員会はより強い独立性が要求されていることをご理解ください。

また、②当社はオーナー企業ではなく、スタートアップに近いベンチャー企業でもないことから、当社において筆頭株主が、独立性を確保すべき立場にある監査等委員に就任することを正当化する特別な事情が存在しないことは、招集通知 32 頁記載の上記反対意見で述べたとおりです。提案株主の提案内容は、当社をオーナー企業やスタートアップに近いベンチャー企業と同視するようにも伺えますが、ガバナンスを逆行させ企業価値を損なう結果となるものです。

3 提案株主が仮に取締役として、取締役会等において経営陣に助言するとき、経営陣が受ける圧力は容易に想定されます。この圧力は取締役会構成員としての一票を超えた、株主総会での筆頭株主としての議決権行使を背景にした圧力となります。そして、その圧力が中長期的企業価値向上の観点から適切なものか、筆頭株主以外の関係者の諸利益との相反はないのか、を独立の立場で判断するのが、本来監査等委員及び「独立」社外取締役の役割です。

更に、監査等委員会は「監査」をする立場であることから、経営陣からの独立性を守るために、会社法上、他の取締役よりも長い任期（2年）が与えられ、監査等委員の選任議案を取締役会が株主総会に提出する際には、監査等委員会に当該議案への同意権（拒否権）が与えられています。

筆頭株主が監査等委員になるということは上記で申し上げた「独立性」の点から適切ではないこと以上に、本来はその「独立性」を守るために与えられている監査等委員である取締役（3名以上）の選任案を実質上決定しうる権限を取締役会内で持つとともに、筆頭株主として全取締役の選任についての株主総会における議決権を併せ持つということになります。

今回株主提案における「株主ガバナンス」という言葉で表されるのが、このような筆頭株主による会社運営上の強い影響力の保持までも指すのであれば、「企業全体としての組織的な管理」つまりコーポレート・ガバナンスとして極めて歪（いびつ）な形となる点、監査等委員会としては指摘せざるを得ません。

提案株主の今回の株主提案の理由の中に挙げられた指摘事項の中には、これまで監査等委員会や社外取締役が当社経営陣に対して繰り返し発言をしてきたものも含まれます。これまで筆頭株主のお立場で繰り返し提言をしてきたにも関わらず、会社の動きが遅い、とのご指摘もあろうかと思えます。しかし、会社にとり最適であると考えられる円滑な体制移行、研究・開発とより密接にかつ会社の発展段階に合わせた経営企画の精緻化に向けてこれまで進めてきている中で、残念な



がら、今回の株主提案内容は、現実的な成長戦略とは言いえず、ガバナンスの体制及び効果を低減させることになる点、是非とも提案株主を含め、株主の皆様にはご認識、ご理解いただきたいと存じます。

【質問事項 12】

2021年2月3日の私と渡邊取締役及び高松取締役並びに野元監査等委員との面談では、現経営陣が第13期定時株主総会に上程する取締役候補との説明でした。

ところが、2021年2月9日、急遽、谷社長が第13期定時株主総会終了時をもって退任されることを述べられました。

さらに2021年2月12日付「代表取締役および役員の異動に関するお知らせ」において谷社長が顧問に就任されることと、新たな取締役候補として宇都氏をあげておられます。

短期間の間に取締役候補が二転三転していますが、監査等委員会や取締役会における、議論や意見について、その日付と内容を、監査等委員会の議事録や取締役会の議事録に基づいて回答してください。

していないのであれば、していない旨の回答をしてください。

(回答 12)

まず、2021年2月3日の協議の時点で現経営陣が取締役候補との説明はしておりません。また、短期間の間に取締役候補が二転三転したとの指摘は事実と異なります。

当社の経営体制については、数年前より重要な経営課題であるとの位置づけのもと議論を重ねて参りました。

2020年度の監査等委員会では、2020年6月12日の監査等委員会において谷代表取締役社長と次期の経営体制の議論をしており、財務経営企画担当取締役の不再任と次期経営体制への移行はその後の監査等委員会でも必須の議題として議論して参りました。

次期の経営体制移行の一環として、2020年8月14日の監査等委員会にて、谷代表取締役社長から渡邊取締役への移行準備を早急に進めるように谷代表取締役社長へ進言し、それを踏まえて、2020年10月9日の取締役会において渡邊取締役常務執行役員を取締役副社長執行役員とする決議を行い、谷代表取締役社長は、円滑な体制移行と業務上の必要性から、2021年度の早い時点での代表取締役交代を念頭に取締役継続を依頼するという社内合意がなされておりました。

しかし、今回の株主提案を受けて、2021年2月9日の提案株主との協議前に各取締役の意見交換を行い、同日協議での谷代表取締役社長の退任時期を早める意向の発言となりました。宇都氏を取締役候補についても、同氏採用以前から渡邊取締役より体制移行後の役員候補としての報告及び説明を受けており、2021年2月12日の監査等委員会及び取締役会において、それまでの議論及び同氏の職務状況等を踏まえつつ、経営体制の一層の強化を図り、当社の持続的な成長



と企業価値の向上を目指すことを目的とし、取締役候補として決定するに至った次第です。

【質問事項 13】

近時の上場会社では、株主の議決権が及ばないこと（取締役以外の者による経営介入）や人事・報酬の不透明性等の理由から、顧問・相談役制度を廃止し始めております。

このような時代の流れに逆らう谷社長の顧問就任にどのような意義があるのか、人事・報酬に関して会社法の潜脱である等の問題がないのか、監査等委員会や取締役会では議論したのでしょうか。

監査等委員会や取締役会における、議論や意見について、その日付と内容を、監査等委員会の議事録や取締役会の議事録に基づいて回答してください。

していないのであれば、していない旨の回答をしてください。

（回答 13）

当社では、2012年11月9日付「中期経営計画（修正）」に記載の事業戦略の見直しに伴い、組織のスリム化を目的として組織・人員の見直しを行いました。その後、2015年6月及び12月に希望退職者の募集、同年7月より役員報酬の減額を実施し、更なる経営合理化策として2016年1月分以降、従業員の給与を10%減額するなどして、継続的な固定費の見直しと削減努力を積み重ねて参りました。

経営合理化策を推進し、黒字化を達成するために正社員の採用に二の足を踏む中で、第一線で活躍し、幅広いネットワーク、豊富な経験、そして業界に対する深い造詣を有される方々を「顧問」・「コンサルタント」として、正社員として固定化した勤務時間・日数ではなく、柔軟な勤務時間・日数で勤務して頂いてきました。

谷代表取締役社長が取締役退任後、顧問として就任する趣旨は、ご指摘のような顧問・相談役として隠然として経営に介入することを想定したものではありません。渡邊取締役への経営体制の円滑な移行、継続中の導出のサポート等を期限を区切って対応してもらうことを考えてのものであったと認識しております。

なお、監査等委員会は、上記当社の特性を踏まえながらも、顧問・相談役等の外部アドバイザーの活用、成果及び報酬については、これまでも十分に議論をし、経営陣へ意見表明してきています。

【質問事項 14】

2021年2月12日付「代表取締役および役員の変動に関するお知らせ」において河田取締役が退任されることを公表されましたが、後任の取締役候補がいません。

河田取締役は長らくCFOを務めておられますが、株主との対話が強く求められる中、CFO



が不在になる事態について監査等委員会はどのようにお考えでしょうか。

監査等委員会や取締役会における、議論や意見について、その日付と内容を、監査等委員会の議事録や取締役会の議事録に基づいて回答してください。

していないのであれば、していない旨の回答をしてください。

(回答 14)

CFO が不在となる事態については、次期経営体制を検討するなかで重大な課題であると認識しておりました。回答 12 に記載した 2020 年 6 月 12 日の谷代表取締役社長との意見交換会において、次期経営体制に関する意見交換の中でも触れており、その後も継続して検討を重ねて参りました。また、2020 年 11 月 13 日の監査等委員会にて、人材の採用状況について高松取締役と意見交換を行っておりました。

2021 年 2 月 12 日の監査等委員会及び取締役会にて、財務・経営企画の後任は、現在調整中であり、新体制の確定後、人材採用と組織再編も含め速やかに決定する事項であると認識しております。現時点では、財務経理部長が CFO を担う予定です。

第 5 株主総会の出席制限について

【質問事項 15】

本株主総会を定員 60 名の抽選として、出席制限することについて、監査等委員会は、全く問題ないと考えているのかどうか、ご回答ください。

問題があるとした場合、監査等委員会や取締役会において、議論や意見をされたのでしょうか。

したのであれば、その日付と内容を、監査等委員会の議事録や取締役会の議事録に基づいて回答してください。

していないのであれば、していない旨の回答をしてください。

(回答 15)

2021 年 3 月 9 日付新経営体制（新体制）に関する Q&A・お問い合わせに対する Q&A 集その 2 における A7-1 及び A7-2 にて、当社より本ご質問事項について回答しております。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、昨年の出席者数との比較、会場設営上の事前準備状況を考慮したうえで、株主の皆様、当社従業員、及びご家族の健康・安全を最優先に考えた株主総会運営であると考えております。

株主総会のライブ配信、書面やインターネットによる事前に簡単な議決権行使の方策を講じることで、定時株主総会における株主様の権利行使を妨げることのないよう、十分な配慮を行っていると考えております。

なお、適法性についても適法である旨の当社顧問弁護士の見解を得ております。



ラクオリア創薬株式会社監査等委員会

取締役 牧 真之介

取締役 縣 久二

取締役 野元 学二

なお、現監査等委員の略歴は以下の通りです。

氏名 (生年月日)	略歴	所有する 当社の株式数
牧 真之介 (1971年12月2日)	1997 年 10 月 朝日監査法人(現あずさ監査法人)入所	一株
	2002 年 10 月 オリックス㈱ 入社	
	2006 年 10 月 牧真之介公認会計士事務所 代表 (現任)	
	2006 年 11 月 エイ・エム・コンサルタンツ㈱ (現会計法人MSPGコンサルティング㈱) 取締役	
	2007 年 2 月 牧税理士法人 (現税理士法人MSパートナーズ) 代表社員 (現任)	
	2007 年 6 月 クラフト㈱ 社外監査役 ㈱EMシステムズ 社外監査役	
	2010 年 3 月 エイ・エム・コンサルタンツ㈱ (現会計法人MSPGコンサルティング㈱) 代表取締役社長 (現任)	
	2011 年 6 月 クラフト本社㈱ 社外監査役 (現任)	
	2014 年 3 月 クラフトホールディングス㈱ 社外監査役 (現任)	
	2016 年 3 月 当社 社外取締役 (監査等委員) (現任)	
	2016 年 4 月 ㈱鹿児島プロスポーツプロジェクト 監査役 (現任)	
2018 年 12 月 PCIホールディングス㈱ 社外取締役 (監査等委員) (現任)		



氏名 (生年月日)	略歴	所有する 当社の株式数
縣 久二 (1950年9月16日)	1974 年 4 月 野村証券(株) 入社 1981 年 3 月 日本合同ファイナンス(株) (現(株)ジャフコ) 入社 1997 年 6 月 同社 取締役 2002 年 5 月 同社 常務取締役 2008 年 1 月 響きパートナーズ(株) 代表取締役会長 2008 年 6 月 太陽誘電(株) 社外取締役 2008 年 9 月 響きパートナーズ(株) 特別顧問 2010 年 3 月 当社 社外監査役 テムリック(株) 社外監査役 2016 年 3 月 当社 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2016 年 7 月 七十七キャピタル(株) 社外取締役 (現任)	一株



氏名 (生年月日)	略歴	所有する 当社の株式数
野元 学二 (1967年4月2日)	1995 年 4 月 三井安田法律事務所 入所	一株
	1998 年 3 月 大西昭一郎法律事務所 入所	
	2001 年 11 月 Cleary Gottlieb Steen & Hamilton LLP Tokyo Office 入社	
	2014 年 7 月 和田法律事務所 入所	
	2015 年 7 月 レックスウェル法律特許事務所 入所 (現任)	
	2015 年 9 月 国立研究開発法人理化学研究所 利益 相反カウンセラー (現任)	
	2016 年 3 月 当社 社外取締役 (監査等委員) (現任)	
	2016 年 4 月 国立研究開発法人理化学研究所 契約 監視委員会委員	
	2016 年 4 月 早稲田大学 利益相反防止アドバイザ ー (現任)	
	2018 年 11 月 早稲田大学オープンイノベーション戦 略機構 法務マネージャー (利益相反担 当)	
2019 年 10 月 (株)レナサイエンス 社外監査役		

以 上